「自己資本の構成に関する開示」

＜みずほフィナンシャルグループ＞
平成25年3月末

【連結】　（単位：百万円、%）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目（1）			
普通株式に係る株主資本の額	4,720,405		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,987,127		1a
うち、利益剰余金の額	1,814,331		2
うち、自己株式の額（△）	4,661		1c
うち、社外流出予定額（△）	76,392		26
うち、上記以外に該当するものの額	－		
普通株式に係る新株予約権の額	2,687		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	－	752,533	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	11,042		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	68,282		
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	68,282		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	4,802,418		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	－	399,235	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	128,902	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	－	270,332	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	21,662	10
繰延ヘッジ損益の額	－	84,634	11
適格引当金不足額	－	31,284	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	3,837	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	14
前払年金費用の額	－	270,563	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	2,589	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	－	－	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	－	248,374	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	－	－	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	－	－	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	25
その他Tier1 資本不足額	－		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	－		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,802,418		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	－		31a　30
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	－		31b　30
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	－		32　30
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	－		30
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	12,037		34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,874,825		33+35
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,874,825		33
うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	－		35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 90,329		
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	△ 90,329		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	1,796,533		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	－	－	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	－	－	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	－	3,352	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	－	77,938	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	112,883		
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	112,883		
Tier2 資本不足額	－		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	112,883		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）	1,683,650		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）	6,486,068		45

【連結】　（単位：百万円、%）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目（4）			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	－		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	－		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	－		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	－		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	5,305		48−49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,518,354		47+49
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	153,207		47
うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	1,365,147		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	5,081		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	5,081		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	－		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	503,197		
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	503,197		
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）	2,031,939		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	－	－	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	－	－	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	－	224,777	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	－	－	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	173,453		
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	173,453		
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	173,453		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）	1,858,485		58
総自己資本			
総自己資本の額（（ト）＋（ヌ））（ル）	8,344,554		59
リスク・アセット（5）			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,190,622		
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,190,622		
リスク・アセットの額の合計額（ヲ）	58,790,617		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1 比率（（ハ）／（ヲ））	8.16%		61
連結Tier1 比率（（ト）／（ヲ））	11.03%		62
連結総自己資本比率（（ル）／（ヲ））	14.19%		63
調整項目に係る参考事項（6）			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	467,131		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	152,796		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	－		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	323,447		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（7）			
一般貸倒引当金の額	5,081		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	48,948		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	－		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	277,636		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,874,825		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	208,313		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,518,354		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	168,706		85